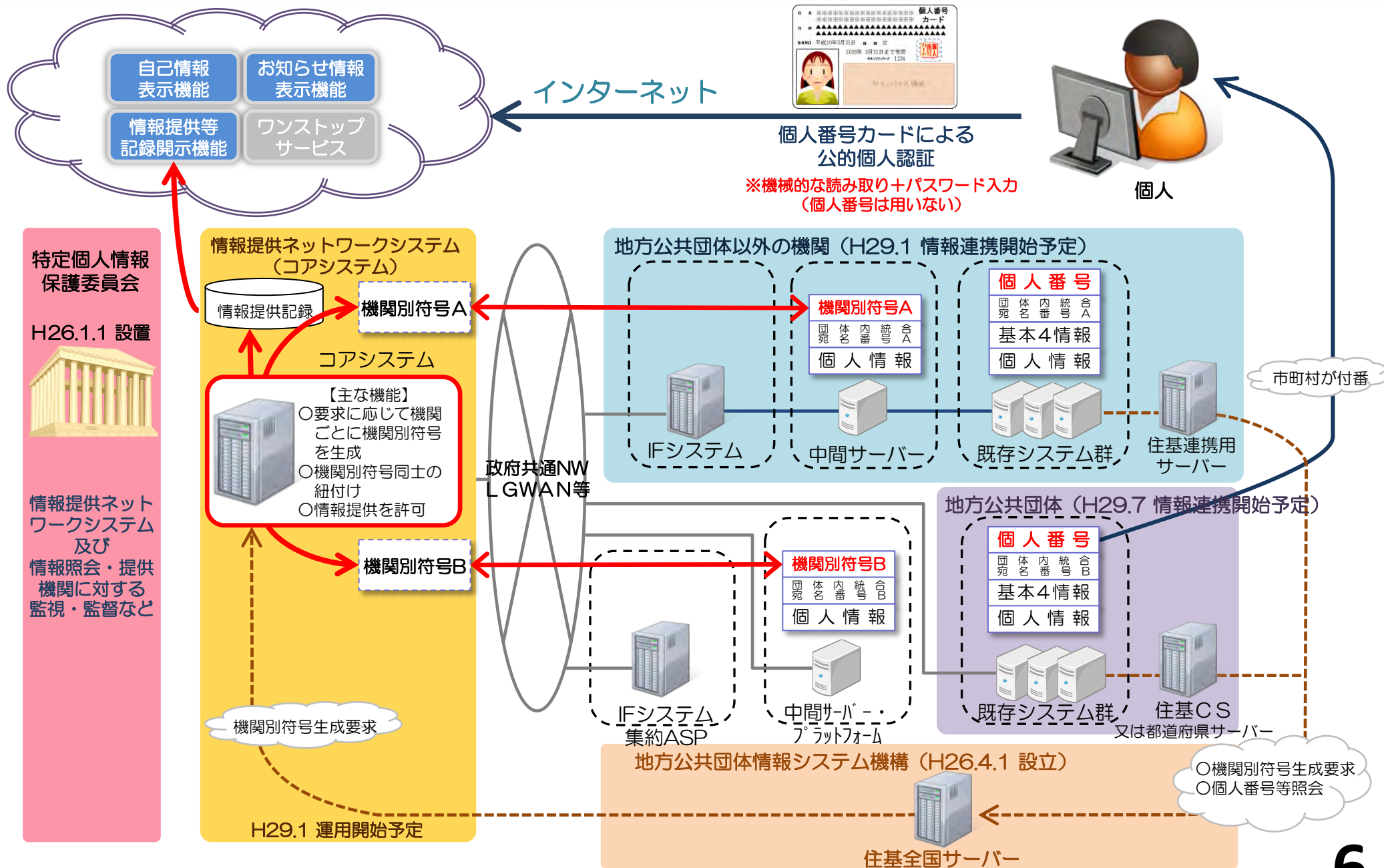


番号制度における情報連携の概要



- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。